

◆地域協議会市民会議からの意見書に対する考え方

項目	市の考え方
<p>1. 地域協議会の設立趣旨や必要性を広く市民に周知し、積極的に地域での設立機運を高める努力をすること。また、平成24年3月に策定した第2次小牧市地域福祉計画、および第2次小牧市地域福祉活動計画との整合性を図り、地域コミュニティの醸成と地域福祉の推進が一体となった地域協議会を目指すこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の制度については、広報こまきやホームページを活用し、広く市民へ周知するとともに、制度の概要版パンフレットの配布や各地区でのきめ細やかな説明会の実施など、ひとりでも多くの市民の理解を得るよう工夫していきます。 ・また、福祉課や社会福祉協議会とも連携し、昨年度に引き続き、地域福祉の課題を話し合う地域座談会を、市内6地区で小学校区ごとに開催するなど、地域福祉分野も一体的に取り組む協議会設立に向けた気運の醸成に努めます。
<p>2. 地域協議会の単位については、地域の実情を十分に考慮し、地域が活動しやすいよう配慮をしながら、第1歩として小学校区を基本に検討を進めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まずは各地区ごとの区長会を対象とした説明会等で制度の周知を図りつつ、既存コミュニティ組織（西部・南部地区コミュニティ運営協議会、三ッ淵学区コミュニティ推進協議会、桃花台区長会など）の活動状況を把握し、十分に地域の意見を尊重しながら、まずは小学校区単位での協議会設立に向け、丁寧に調整を進めていきます。
<p>3. 地域助け合い交付金については、設立後の活動状況を鑑み、適宜、見直しを行なうこと。また、既存の補助金などと重複しないようにするとともに、本交付金を有効かつ大切に活用するよう地域に対し、適切な助言をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、地域の意見を十分にお聞きしながら、地域協議会に派遣される地域パートナー（担当職員）による適切な助言や、市民会議での検討などを通じ、効果的な交付金の見直しや活用に努めていきます。
<p>4. 委員活動費については、既存の地域活動の実態を十分考慮し、支給のあり方について検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種意見交換会や市民会議での意見においても、活動するためには交通費や通信費等の実費がかかっており、活動費は必要との意見が多くあり、制度の中で、委員活動費を支給することとします。 ・実際の支給については、各協議会の活動実態や他の団体の支給実績などが地域によって異なるため、各協議会の規約で定めることとしましたので、柔軟に対応していただけると考えています。
<p>5. 地域協議会への市職員の支援については、地域と行政の信頼関係を築き、地域と行政のパイプ役を担えるように、早期に具体化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域パートナー制度（担当職員制度）」については、庁内で最終調整の段階ではありますが、地域協議会が設立されるまでには、制度を決定します。
<p>6. 地域協議会の活動拠点については、既存の公共施設のほか地区会館の活用も視野に入れて検討すること。また、将来的に小学校に空き教室が生じてきた場合は、子どもの安全確保に十分配慮し、地域の拠点として活用できるよう検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動拠点については、既存の公共施設や地区会館の位置や駐車場の有無、活用実態などを考慮しながら、設立へ向けた協議の中で、最も適切な施設を選定し、関係各課や該当区と協議を進めていきたいと考えています。 ・また、小学校の活用については、中長期的な課題として、学校や教育委員会と協議していきます。
<p>7. 地域協議会の委員については、地域の要である区の協力を基本としながら、公募制度などの活用により、多様な人材が地域活動に参加できるようにすること。また、継続的な組織にしていくためにも、代表者のみならず、組織の中心となる委員任期も複数年とするよう地域に対し、適切な助言をすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会は、区域内のすべての住民を構成員としており、意欲ある人材が参加できるよう、委員の公募については、制度の共通ルールとして決めました。 ・また、活動の継続性を保つためにも、代表者を含めた任期の複数年化は大切であり、地域パートナー（担当職員）を通じて、適切に助言をしていきます。
<p>8. 地域活動ポイント制度については、地域活動に対する協力者拡充の観点から、既存ボランティアの実態を十分配慮しつつ、検討をすすめ、早期に具体化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種意見交換会では、地域活動への協力者がいつも同じ住民ばかりで、協力者が増えないという意見があり、地域協議会への協力者を募る手段としてポイント制度を検討してきました。 ・福祉課・社会福祉協議会などと調整を進めてきましたが、既存のボランティア関係者の間でも有償的な考え方に抵抗感があるという意見も多数あり、市の統一的な方針を出すには至っておりませんが、引き続き、議論を進めていきます。 ・当面は、地域協議会が実施する事業の協力者に対するお礼の部分については、「地域助け合い交付金」を活用できることとしました。
<p>9. 地域協議会の制度全般について、設立後も地域の意見を十分に尊重しながら、地域住民が安心して暮らし続けられる地域づくりができるよう、適宜、制度の見直しを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の設立目的に沿って活動が着実に発展するよう、地域の意見を十分に尊重しながら、地域パートナー制度（担当職員制度）や市民会議を活用し、制度の見直し等について適切に対応していきます。